

船舶事故等調査報告書

平成22年10月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010横第23号
事故等種類	衝突
発生日時	平成22年2月24日 08時00分ごろ
発生場所	和歌山県串本町潮岬南方80海里（M）付近 （概位 北緯32°10.1′ 東経136°15.1′）
事故等調査の経過	平成22年2月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 ^{グローリー クリスタル} GLORY CRYSTAL（パナマ共和国）、56,291トン 9233349（IMO番号）、CENTRAL TANKER S.A. B 漁船 第二十八 ^{せいほう} 清豊丸、19.51トン ON2-0406（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、大韓民国国籍、パナマ共和国免状 三等航海士A、大韓民国国籍、パナマ共和国免状 B 船長B、一級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	A 左舷船首外板擦過傷 B 船首外板擦過傷
事故等の経過	A船は、船長ほか22人が乗り組み、三等航海士Aと操舵員の2人が当直について約14ノット（kn）の速力で潮岬南方沖を西進していた。 一方、B船は、船長Bほか6人が乗り組み、船長Bが単独当直につき、約8knの速力で北進しながら投縄作業に従事していた。 平成22年2月24日07時30分ごろ、三等航海士Aと食事交替で昇橋していた船長Aは、左舷船首約60°5MにB船をレーダー及び肉眼で視認し、07時40分ごろ、船長Aは、昇橋した三等航海士Aに、左舷船首約60°3MにB船が接近していることを引き継ぐとともに、B船の動静に注意するように指示して降橋した。 07時48分ごろ、三等航海士Aは、左舷船首約60°1MにB船をレーダー及び肉眼で認め、B船との最接近距離が0.3Mで、B船のベクトルがA船の船尾に向いていたことから、針路及び速力を保持して航行した。 一方、06時ごろ、船長Bは、レーダーの接近警報を設定するのを忘れ、船が接近したらレーダーの警報が鳴るだろうと思い、また、船尾部で投縄作業をしている乗組員が知らせてくれるだろうと思い、操舵室後方の船長室に行って仮眠した。 両船は、08時00分ごろ、潮岬南方沖において、A船の左舷船首部とB船の船首部が衝突した。 船長A及び三等航海士Aは、10時09分ごろ、A船管理会社から、A船がB船と衝突した旨の連絡を受け、B船と衝突したことを知った。 船長Bは、船長室で衝撃を感じ、操舵室に行って機関を中立にし、外を見たら左舷船首にA船を視認したので、A船と衝突したことを知った。

気象・海象	気象：天気 晴れ、風 北西、風速 約3～5m/s、視程 約20M 海象：波高 約0.5m	
その他の事項	三等航海士Aは、警告信号を吹鳴しなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は西進中、B船は操業をしながら北進中、潮岬南方沖において、両船が衝突したものと考えられる。 三等航海士Aは、B船のレーダー映像ベクトルがA船の船尾方向に向いていたことから、B船がA船の船尾を通過するものと思込み、適切な見張りを行わなかった可能性があると考えられる。 船長Bは、操舵室を離れ、船長室で仮眠していたため、前路のA船に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、潮岬南方沖において、A船が西進中、B船が操業をしながら北進中、三等航海士Aが適切な見張りを行わず、また、船長Bが仮眠していたため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	